

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名              |
|-------|-------------------|
| 6     | 国民健康保険関係事務 基礎項目評価 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金山町は、国民健康保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

金山町長

## 公表日

平成31年6月18日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|   |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 国民健康保険関係事務   |
| ②事務の概要  | <p>「地方税法」、「国民健康保険法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</li><li>②国民健康保険税の賦課徴収のため、所得情報を管理する。</li><li>③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。</li><li>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</li><li>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</li></ul> |
| ③システムの名称  | 国民健康保険資格システム<br>国民健康保険賦課システム<br>収納管理システム<br>滞納管理システム<br>宛名システム<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア   |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険税収納ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |

|        |  |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項(利用の範囲)</li> <li>・別表第一の16の項</li> <li>・別表第一の30の項</li> </ul> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第16条</li> <li>・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</li> </ul> |
|--------|--|

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無  | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
|---------|--|
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療機関給付関係情報」又は「他の法律による医療に関する給付の至急に関する情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険の給付又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険の給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> |

#### 5. 評価実施機関における担当部署

|          |      |
|----------|------|
| ①部署      | 住民課  |
| ②所属長の役職名 | 住民課長 |

#### 6. 他の評価実施機関

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 請求先 総務課 総務係 |
|------------------------|-------------|

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 連絡先 | 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地 0241-54-5111 |
|-----|------------------------------------|

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |                   |  |
|------------------|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か         | 平成31年5月31日 時点     |  |

### 2. 取扱者数

|                        |               |                                 |
|------------------------|---------------|---------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [ 500人未満 ]    | <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か               | 平成31年5月31日 時点 |                                 |

### 3. 重大事故

|  |          |                             |
|--|----------|-----------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし |
|--|----------|-----------------------------|

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 8. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査

### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

麥更箇所